

諮第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県教育委員会が行った退職手当の支給制限処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定による審査請求について、次のとおり裁決することにつき、同条第2項の規定に基づき、意見を求める。

平成30年3月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

裁 決 書 （案）

審査請求人

上記代理人

処 分 庁 滋賀県教育委員会

審査請求人が平成28年12月5日に提起した処分庁による退職手当支給制限処分に係る審査請求事件（平成28年滋審（ア）第66号、滋賀県学校職員退職手当支給条例に基づく退職手当支給制限処分についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

審理関係人の主張の要旨

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
- 2 本件処分の適法性について
- 3 退職手当支給制限処分の不当性について
- 4 他の事案との比較

5 結論

本件処分は適法かつ相当であり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 年 月 日

審査庁 滋賀県知事 三 日 月 大 造

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県教育委員会教育長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。